

文化史的観点から見た 「カールスバートの決議」

——ドイツにおける検閲の一形態——

平井昌也

序

ドイツ検閲史上において、1819年に成立した「カールスバートの決議」(Karlsbader Beschlüsse)は極めて重大な意味を持つ歴史的な事件であった。なぜならこれほど具体的・統一的に整備された出版法は、それ以前のドイツでは目にすることはできなかつたからである。18世紀末から19世紀初頭にかけてのフランス革命及びナポレオンの大進軍は、ドイツに政治的な意味で様々な影響と変革をもたらした。なかでも1789年の「人権宣言」で表明された人民主権と自由の理念は、絶対主義的政治体制の抑圧にあえぐドイツ人民に、殊に啓蒙市民層に歓呼をもって迎え入れられた。しかしそのような自由主義思想は、旧態依然たる政治体制を堅持するドイツ領邦国家にとって、その存在の根幹を揺るがしかねない危険思想以外の何物でもなかつた。そのため貴族支配制を布くドイツ領邦国家は反政府運動の弾圧を目的とする強力な反動法、カールスバートの決議を採択し、その結果、ドイツ同盟全土に共通な出版法が公布される運びとなった。そしてそこで規定された検閲条項により、いかなる政治的発言であれ、それを掲載した一切の出版物は不穩文書の烙印を押され、ことごとく発禁に処せられたのである。

本稿の目的は、この決議が成立するに至った歴史的推移をたどり、その出版法の内実を明らかにすることにある。そのため、この決議の翻訳を提示することは極めて有意義なことであり、当時どのような言葉で検閲が指令されたかを実際に目にすることは興味深いことだと思われる。しかしカールスバートの決議はその重要さゆえに頻繁に言及されている

にも拘らず、筆者の知る限り全文訳は未だ現れていない。それゆえ決議の出版法に関する全文の翻訳、並びにプロイセンの検閲令を本稿後半部に掲載する。

1 フランス革命のドイツへの影響

フランス革命の影響は、地理的に隣接したドイツにおいて短期間に波及したが、それによって人権思想が民衆の間で急速に広まった。そして「自由・平等」の理念は、貴族階級が有する特権の不条理性を彼等の眼前に浮かび上がらせたのである¹。当時のイギリスやフランスと比較すると、確かにドイツでは民衆の政治意識は未だ低かったものの、政治に目覚めた教養市民層は徐々にその裾野を広げつつあった。たとえば、彼等は書物を安く入手するために「読書クラブ」(Lesegesellschaft)を作り、読書を通して進歩的思考形式と政治信念のコンセンサスを築き上げようとした。そこでは政治を中心テーマにした討論も行われたのだが、この集会は1770年から1800年までの期間で420もの数に上った²。啓蒙された市民はやがて政治的出来事に関心を向け始め、政治情報を、特に革命下にあるフランスの政治情勢に関する情報を求めた。そしてその情報を彼らに伝達する中心的媒体となったものこそ、他ならぬ新聞であった。1780年代末には、教養市民一般に新聞購読の習慣が定着していたため、新聞は市民の旺盛な知識欲に応えるべく、刻一刻と変化しつつあるフランスの国政と民衆の政治運動に関する情報を流し続けた。その頃にドイツで最高部数を誇った新聞『デア・ハンブルギッシェ・ウンパルタイイシエ・コレスポンデント』(der Hamburgische Unpartheiische Correspondent)では、1789年7月14日にフランス国民議会の新憲法を制定しようとする動きに関して報道され、同年7月21日付けの『フランクフルター・ライヒスオーバーポストアムツツァイトゥング』(Frankfurter Reichsoberpostamtszeitung)では、人権宣言が憲法に付される旨が伝えられた。また8月10日には、ドイツ西部における有力紙『デア・ケルニシエ・ヴェルト・ウント・シュターツボート』(Der Kölnische Welt- und Staatsboth)を始め、多くの新聞がこぞって人権宣言のドイツ語翻訳文を掲載した (Bödeker, 1981, S. 261ff.)。

これ以前1700年代初めよりドイツの新聞では、情報伝達の重要性はまだ認識されていなかった。それまでは、社会情勢や政府の措置に対する批判と討論が新聞の主な構成要素となっており、新聞は道德教育の手段と見做されていた。しかしこの時代になり、やっと情報伝達の重要性が認められたのである³。その発端は、読者が新聞の古い体質とあてにならない不正確な情報に批判的態度を取ったことにある。というのも、彼らの政治情勢への関心の高まりは何よりも新聞に、フランス革命についての正確で迅速な報道を期待したからである。やがて新聞制作者側も、より正確な情報をより早く読者に伝えることが新聞の最優先課題である、という認識を持つに至った。

こうして読者は新聞の発展的变化を促すと同時に、新聞に情報の質の向上をもたらした。また逆に、新聞は読者に豊富な情報を与えることで彼等の知識を増やし、教化する役割を担った。それゆえ新聞と読者は刺激し合い、この時代に急速な相互発展を遂げたと言えるし、更にはフランス革命がドイツの新聞報道の質と速度を向上させたとも言えよう。

またこの時期に変化を遂げたのは、新聞に限らない。1789年7月から8月にかけて、ドイツの新聞が次々と人権宣言の翻訳文を掲載したのに続いて、次に雑誌が人権宣言についての解説を載せ始めたのである。その他にも道德雑誌 (Moralische Zeitschrift) は政治的・国家学的性質を持つものに変化し、文学雑誌にさえ政治的出来事に関する記述が増加した (同上書, 1981, S. 260)。このように、総じて民衆の政治意識の高まりはあらゆる出版物に反映されたのである。

2 自由主義の台頭

フランス革命のほかドイツに自由主義の息吹を吹き込んだものとして、ナポレオンを無視することできない。なかでもドイツ南西部 (特に旧ライン同盟一帯) における彼の影響力は極めて強く、しかも長期間に亘り効果を与えた。ナポレオンは1807年ドイツ西部にヴェストファーレン王国を建て憲法を制定したが、これは後のドイツの立憲思想や制憲作業を支えていくことになった。彼の支配下で、ドイツ南西部では人権思想と平等思想が定着し、更には信教の自由・奴隷制の廃止・貴族の特権

の制限などの進歩的な諸制度が導入された。具体例を挙げると、バーデンではナポレオンの民法典を殆ど変更を加えずにラント法 (Landesrecht) として継受し⁴、バイエルの憲法では財産の保証、良心の自由、出版の自由などの基本的権利の実施が約束された (Scheuner, 1981, S. 390.)。またヴェルテンベルクでは貴族の特権は完全に無効とされ、ライン左岸の諸地方では1900年1月1日までナポレオン法典が使われた⁵。

しかしドイツ南西部における政治的革新性とは対照的に、北部と東部、即ちプロイセンとオーストリアでは旧来の政治体制は堅持され、強力な絶対主義的支配体制はその勢力を衰えさせなかった。ここでは1814年以降も市民の権利は制限されたままで、憲法における基本的人権の規定は決して承認されることはなかった。このようにドイツ南西部と好対照を成すドイツ北部及び東部で政治的変革がもたらされ得なかったことが、この後のドイツ自由主義運動の運命を左右することになるのである。

対ナポレオン解放戦争の結果、ヨーロッパにおいて地図の塗り替えが進み、ドイツでは1815年ドイツ同盟 (Deutscher Bund) が結成された⁶。そして、それと同時に同盟間で締結された同盟規約 (Deutsche Bundesakte) の中で、遂に国民の基本的権利を求める政治運動は一定の成果を見た⁷。とりわけ同盟規約の第18条に「出版の自由」が約束されたことはまさしく画期的なことであり、注目すべき事実である。

しかし一方で、同盟規約は自由主義運動を抑圧する危険性をその内に孕んでいた。なぜなら、同盟規約は加盟国の独立・自立性を謳っているが、同盟内における民衆の反政府運動には、すべての加盟国が一致団結して鎮圧にあたるのが最初から了解されていたからである。そのため反動政策に限っては、共同歩調を迫られる可能性がすべての同盟国家に残されたが、ここにプロイセンとオーストリアのつけ入る隙があった。もともと同盟は加盟国に対する強制力を持たない緩やかな国家集合体で、各国家の自主性は尊重されるはずであったが、実際には対自由主義包囲網に協力することを強制されたのである。そして加盟国に圧力を加えていたのが、他ならぬプロイセンとオーストリアであった⁸。それゆえ、ドイツ同盟という国家機構はこの二つの国に反動体制の統制力強化の手

段として利用され、そして事実上、各同盟国家は両国の制御下に置かれた。だが、二つの保守大国はそれで満足することはなく、同盟全体に対する更に大きな強制力を持つ反動策、即ち「カールスバートの決議」の導入を新たに目論むのである。

3 「カールスバートの決議」の成立

学生組合のブルシェンシャフトに見られるような反国家運動が盛り上がりを見せるなか⁹、1818年のアーヘン会議の席上で、反動政策の立役者たるオーストリア宰相メッテルニヒ (Klemens L. W. von Metternich) は、革命精神の高揚によるヨーロッパ秩序崩壊の危険性を警告した。そこで自由主義運動を何とか封じ込めたい彼の意向とプロイセンの利害が一致し、翌年には新たな反動法カールスバートの決議が生まれたのである¹⁰。この反動法の公布により検閲はドイツ全土で実施され、ドイツ同盟内における自由主義的風潮はことごとく後退していった。そして同盟規約で約束されたはずの出版の自由は反故にされ、更に出版の自由が認められていた地域 (バーデン・ザクセン・バイエルンなど) では、この決議を盾に改善を求めるプロイセンとオーストリアの圧力に屈する形で、出版の自由は廃止された¹¹。二つの保守大国にとって、バーデンやバイエルンのような自由主義的色彩の強い国は、無政府主義のペストに冒された国と見做され、外的圧力による検閲制度の強制的導入などで、反動体制に組み込まれたのである。活発でリベラルな政治活動を行う議会を持つこれら中規模国家は、絶対主義精神に貫かれたオーストリア宰相にとって、全く目障りな存在であった。ゆえにカールスバート会議開催後、それらリベラルな国を屈服させるのに成功したメッテルニヒは勝ち誇り、「今やバイエルンとバーデンは改心して助けを乞うている」と言い放った¹²。

もともとプロイセンとオーストリアは、同盟体制を窮屈な政治的束縛と考えており、同盟規約に明文化されている国民の基本的権利や出版の自由を導入する気など毛頭なかった。それにこの二大国は全領土ではなく、国土の一部でしか加盟しなかったことに、同盟議会 (Bundesversammlung) から内政干渉されたくない両国の真意が表れている¹³。しかし今や

両国はドイツ同盟に対自由主義防衛ラインの機能を持たせ、押され気味にあった保守陣営の巻き返し策としてのカールスバートの決議を成立させて、攻勢に転じたのであった。そのためにドイツ同盟は、プロイセン・オーストリアの思惑通り、規約で述べられた理想とは懸け離れた一大反動システムに変貌したのである。

4 「カールスバートの決議」の実体

ここでは、カールスバートの決議についての短い解説を行い、続けて決議中の出版法（全10条）を紹介する。

この決議で採択された出版法は、ドイツ検閲史上で重大な意味を持つ法律であることは先に述べた。というのもそれ以前は、各国家が独自に出版法を制定していたドイツにあって、この法律は全ドイツを対象とする包括的な出版法であったからである。それぞれの国が独自の出版法を有していたということは、即ち出版物への監視の厳しきの点で、各国に程度の差が存在したことを意味する。しかしこの法律の制定によって、比較的検閲の緩い国或は検閲自体を廃止していた国は、一律に厳しい出版法を導入せざるを得ない状況に追い込まれた。従ってそれ以後、ドイツにおける自由な出版活動は困難になっていったのである。また、これより正式に事前検閲が行われることになったことも重要である。決議の出版法第1条で、20ボーゲン（Bogen：印刷用語の「全紙」、1ボーゲンは16ページに相当）、つまり320ページ以内の書籍はすべて、発行前に検閲を受けなければならないという法的義務が規定されたのである¹⁴。

しかし、それでもまだこの検閲規定だけでは不十分であることも第3条で述べられており、よって補完的な出版法を同盟各国が独自に制定するように要求されたことにも目を向けたい。プロイセンではカールスバートの決議における出版法以外に、独自に制定した出版法（全17条）が補足された。そこには検閲の詳細な規定が記載されており、当時の検閲の実体を知る貴重な手掛かりとなるため、プロイセンの出版法も併記する。

では以下、カールスバートの決議にある出版法及びプロイセンの出版法の全文を紹介する¹⁵。

神の加護を受けた朕、プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルムは、本年9月20日のドイツ同盟議会に於て5年間有効とすることが満場一致で決められた出版法が、全ドイツ同盟国家に定められたことをここに公布する。

第1条 本決議が効力を有する限りに於て、日刊紙の形式又は分冊で出版される印刷文書で20ボーゲンを超えない範囲で印刷されるものを、無断で国家当局の事前承諾なく印刷に付すことは、如何なるドイツ同盟国家に於ても許可されない。

ここに言及された範疇に入らない印刷文書は、今後は個々の同盟国家に於て公布されている法律、或は爾今公布されるべき法律に従い取り扱われる。この種の印刷文書が何れかの同盟国家に訴訟の動機を与えた場合には、その訴訟は、それが提訴された先の政府の名に於て、当該の文書の執筆者及至出版者に対する措置として、個々の同盟国家が定めている形式に従って処理されるべきものとする。

第2条 この決議の維持に必要な対策や安全措置は、政府のより詳細な規定に委ねられる。但しその決議は、第1条の主規定の主旨と目的を完全に満たすものでなければならない。

第3条 この決議は、現状に於て各同盟政府によって承認された、刊行物の乱用に対する予防措置の必要性に基づき発せられたものである。それ故、印刷途中で既に行われた悪用や違反行為の法的訴追と刑罰を目的にした諸々の法律は、それらが第1条で言及された範疇の印刷文書に適用出来る場合であっても、この決議が効力を有する限り、如何なる同盟国に於ても十分なものと看做すことは出来ない。

第4条 各同盟国家はその監督下にある、即ち第1条の主規定に該当する全ての印刷文書に対し、その印刷文書によって他の同盟国家の尊厳と安全が害されたり、その体制や行政が攻撃された場合には、直接の被害国に留まらず同盟全体に対してもその責任を負う。

第5条 ドイツ同盟の根幹を成し、その体制の存続と切り離し難いものであるこれらの相互責務が、同盟国家間に存する友好関係の無益な障害への契機とならないようにしなければならない。その為、ドイツ同

盟の全ての構成国は、各国で刊行される新聞・雑誌・パンフレットを監視する際には、周到なる注意を払って対処し、何れにせよ各国間の訴訟や不愉快な論議が予め避けられる方法で、この監視を行わせる義務を相互に負うものとする。

第6条 しかしながら、本決議が目的とする同盟全体及び全同盟構成国の道徳的・政治的不可侵性の総体的・相関的な保証が何れの点でも危険に曝されることがないようにしなければならない。その為、同盟国家政府が他の同盟国家で刊行された印刷文書によって名誉を毀損されたと信ずるに足る場合で、しかも友好的協議並びに外交的同意によって完全に満足される結果や除去対策を取るに至らなかった場合には、同盟議会に於てその種の印刷物に対する異議申し立てを行う権利が、当該同盟国家政府に付与されることは言うまでもない。その場合には、適切な異議申し立てを代理人に調査させる為、同盟議会が開かれるものとする。更にその異議が妥当であると判定されたときには、それが定期刊行物に該当するものであっても、問題の出版物の直接的差し止めとそれ以降の発刊の差し止めを命令する権利が、判決の確定により同盟議会に付与されるものとする。

同盟議会は更に、第1条の主規定に該当する文書の存在を知ったときには、それらがどのドイツ国家に於て刊行されたものであろうとも、それらが同盟議会に任命された委員会の判定に従い同盟の尊厳、各同盟国家の安全、平和の維持、並びにドイツの安寧を攪乱するとされる場合には、予め要請を受けていなくとも議会自身が持つ権威に基づき、控訴出来ない裁決によって、それを差し止める権限を有するものとする。又関係諸政府はこの裁決を実行する義務を負う。

第7条 新聞又は雑誌が同盟議会の裁決によって差し止められたときには、その編集者は5年間、如何なる同盟国家に於ても同様の文書の編集に携わることは許可されない。第1条の主規定に該当する文書の執筆・発行者並びに出版者は、本決議の規定に従い活動してきた場合には、その他の如何なる責任も問われない。又第6条で述べられた同盟議会の裁決は文書にのみ向けられるものであり、個人に向けられるものではない。

第8条 全同盟構成国は、本決定第1条を補充することを念頭に置いた指令と命令を、同盟議会に2箇月以内に知らせる義務を負う。

第9条 ドイツで刊行されるあらゆる印刷文書は、本決議の諸規定に該当するか否かに拘らず、出版者の氏名が記載されなければならない。又それが新聞或は雑誌の範疇に属する限り、編集者の氏名も記載されねばならない。この命令を遵守しない印刷文書には、同盟国家に於ける流通は許可されない。秘密裏に発行されたものは、発覚後直ちに押収されねばならない。それらを頒布した者には、実情に応じて相当の罰金刑又は禁固刑が言い渡されなければならない。

第10条 本暫定的決議は、本日より5年間効力を有するものとする¹⁶。この期間満了以前に、同盟議会で同盟規約の第18条に提唱されている出版の自由に関する同様の処置が如何なる方法で実現されなければならないかが、徹底的に審議されねばならない。それに引き続き、出版の自由の法に基づく制限に関する最終決議が下されねばならない。朕は、関連する同盟法に記されたあらゆる取り決めと規定をドイツ同盟に属する各州が実行し、厳守することを決定しただけではなく、検閲が当君主国全体で同様の原則に従って行われることを希望する。

更に本法律の有効期間中に、20ボーゲンを超えるあらゆる出版物が従来通り検閲を受けることが維持されるなら、我々に受け入れられた責任は最善に満たされ得る。しかし経験の教える所に依れば、従来の検閲制度には欠陥があり、十分に簡単ではなく多くの点で不完全であった。それ故朕は、1788年12月19日の検閲勅令並びにそれに関連する全ての勅令や通達、或は同令の補足説明の勅令や通達、又新しく加盟したり、再獲得された州に存した検閲令を無効とすることをここに決定した。しかし同時に、当君主国の全ての国家にとっては、この新たな全同盟共通の検閲令が、同盟法に述べられている5年の間、今後唯一の規範として公布されるべきであることを決議した。5年の期間満了後、時下の状況が要求する決議を下す権利を、朕は留保する。

朕は、従って以下のことを命令する。

第1条 朕の国で出版されるあらゆる書籍及び文書は、出版許可の為に以下に挙げる条項で定められた検閲に付されなければならない。又文

書による許可なく、印刷・販売することは許されない。

第2条 検閲は真剣且つ分別ある真理の探究を阻害するものではなく、著述家に不当な圧力を加えるものでも、又書籍の自由な流通を妨害するものでもない。検閲の目的は、個々の宗教団体や国家に認められた宗派の思想と教義を顧慮することなく、宗教の一般原則に不利益をもたらすことを防止すること、道徳良序を害するものを抑止すること、宗教の真理から政治への熱狂的逸脱とそれによって引き起こされる宗教概念の攪乱を防止すること、そして最後にプロイセン国家並びにその他のドイツ同盟国家の尊厳と安全を害するものを防止することにある。これに該当するものは、君主制憲法と同盟国家の憲法を動揺させる意図を持ったあらゆる理論である。即ち、プロイセン国家と友好関係にある政府とその構成員の誹謗中傷、プロイセン国内又はドイツ同盟国内で不満を煽り、既存の命令に違反することを扇動するもの全て、国内外に於ける党・違法結社を設立しようとするあらゆる試み、或は第三国に存する、憲法の破壊活動を行う党の優れた点を強調することを指す。

第3条 如何なる内容であれ、朕の国で発行されるあらゆる出版物の検閲の監督は、ベルリン並びに各州の長官にのみ委任される。州長官は、その指揮下で各人に与えられた服務規定に従い、第2条で定められた基本原則に準じて受領した原稿の裁定を行う為に、第6条で定められた最高検閲局を通して、各専門分野毎に可能な限り迅速に職務を行う。その為に州長官は、学問的な教養と素養のある習熟した検閲官が何人必要か、その人数を内務省警察局に申し出ることになる。即ち、外交に関しては外務省に、宗教書と学問書に関してはそれぞれ宗教省と文部省にそれを要請する。

第4条 全体若しくは一部で、現代史或は政治を扱う新聞・定期刊行物、及び比較的大きな書物は、外務省の最高機関の管轄に置かれる。宗教書と純学問書はそれぞれ宗教省と文部省の管轄に置かれ、その他の検閲対象は内務省警察局の管轄下に置かれる。

特定の機会に作られる詩・文書・学校案内やそれに類するその他の個々の冊子は、州長官の直轄都市を除き印刷地の警察当局に委任され

るが、それは州長官の監視と指揮の下に置かれる。

第5条 あらゆるカトリックの宗教書と祈禱書は通常の検閲を受ける前に、予め教会裁治権者又はその代表者から出版許可を受けなければならない。それを以て当該書物は、カトリック教会の教義に反する内容を含まないことが証明される。

第6条 検閲対象の多様性に応じて、第3条及び第4条で挙げられた各国家省庁直轄の、数名の検閲官と1名の秘書官で構成される君主国全体の為の最高検閲局が、ベルリンに設置されるものとする。

その主規定は以下の通りとする。

- 1) 全体或は部分的な出版許可の拒否に対する執筆者並びに出版者の異議申し立てを調査し、本法律の精神に則りその異議に関する判決を最終決定として下すこと。
- 2) 検閲法が遵守されているかを監視すること、自らが知り得た検閲法違反、並びに命令を受けた検閲官が本法律の精神を満たさなかったと看做される事例、或は他国又は自国の官庁による訴えを受けた事例については、判定書を添えて当該の省庁に届け出ること。
- 3) 検閲事項に関して州長官及び検閲局と連絡を取ること、前記の各国家省庁から出された通達をこれら両者に送致すること、並びに万一両者が抱くかも知れない疑念や懸念を、上述の省庁から与えられる指令に従って除去すること。
- 4) ドイツ国内外で印刷された検閲済みの書籍又は未検閲の書籍で、それらの販売が許可し難いと思われるものについては、上記各省庁宛の報告によってその販売禁止を促進すること。

第7条 これまで学士院と大学に与えられていた検閲免除は、これを以て5年の期間停止される。

第8条 国内の書籍販売業者は、書籍を外国で印刷させる場合に於ても、本法律の諸規定を遵守することが義務付けられる。又その版の全冊が外国向けの販売のみに当てられることが決定されている場合に於ても、書籍販売業者はこの義務を免除されない。

第9条 あらゆる印刷文書には、出版者と印刷者の氏名が記載されなければならない。又印刷者の氏名は書籍の巻末に記載されなければならない。

ない。全ての新聞雑誌は、プロイセン在住で届出済みの編集者の氏名が記載されねばならない。

最高検閲局は新聞の事業主に対し、記載されている編集者が信頼するに足る人物ではないことを通告する権利を有する。その場合、事業主は他の編集者を雇用するか、又は事業主がその編集者を留任させたかとの意思を有するなら、最高検閲局の提議に応じて前述の各省が決める保証金を、その編集者の為に支払う義務が事業主に課せられる。

第10条 発行する出版物を検閲に提出する際に、明確な写しで全部を一括して提出するか、又は試刷で一部分ずつ提出するかの判断は、印刷者及至出版者に任される。しかしながら試刷で提出する場合、検閲官が一定量の印刷が終了した後でそれに続く章を不許可とし、既に印刷済みのものがこの削除によって役に立たなくなる場合には、出版者がその責任を負う。検閲の為に提出された原稿は、担当検閲官によって最初と最後のページに、その氏名と日付が記入される。

書籍が全紙で検閲に提出された場合には、各全紙に印刷許可印が押印されなければならない。印刷許可は1年間に限り有効とする。印刷がその期限内に行われないときは、新たに印刷許可が申請されなければならない。

第11条 ドイツ同盟の諸国家以外で印刷されるドイツ語の文書は、最高検閲局の文書による許可なしに当王国内で販売することは出来ない。

第12条 如何なる言語で書かれたものであれ、ドイツで発行されたものではない文書で、届出済みの出版社名が表題に記載されておらず、この届出済みの出版社若しくは社名の正当性を保証し得る何らかの別の出版社を通さず書籍販売業者が保有するものは、販売を許可されない。

第13条 本法律で定められた命令に従い出版物の印刷許可を受けた印刷者と出版者は、出版物の内容に関するその他の如何なる責任も問われない。万一9月20日の同盟法第6条で予測された状況が起り、同盟議会が、この検閲令の然るべき監視下で刊行されたその種の文書の差し止めを命じたときには、出版者は補償金の請求を行うことが出来る。執筆者に対しては如何なる場合に於ても、右と同様の完全な責任免除が許されることは有り得ない。寧ろ検閲官を欺訛し（例えば、処罰に

値する示唆や二重の意味を持つものが随所に挿入されていながら、その意図した意味が検閲官に隠匿され得たことによって)、若しくは違法な手段で出版許可を不正入手した場合には、取り分け多くのページを有する著作中の各不許可個所に対しては、執筆者は依然として同様の責任を負い続けるものである。その種の著作に執筆者の氏名が記載されていないときには、出版者はその氏名を届け出なければならない。出版者がそれをなし得なかつたり、又はその意思を持たなかつたり、或は執筆者が当国在住のプロイセン臣民ではないときには、出版者は執筆者に代わって責任を負わねばならない。その他、或る者が自己の名誉を毀損されたと感ずる個所が文書中に含まれているときには、既になされた検閲と出版許可に関係なく、執筆者と出版者を告訴する権利が当該人に対して留保されている。

第14条 本検閲令の布告以降に許可を受けて発行された著作の無改訂の新版は、それ以上の検閲を受けることなく外国に於ても印刷することが出来る。但し、出版者は印刷者の所在地の担当検閲局に、或は外国で印刷した場合には出版者の所在地を管轄する検閲局に、然るべき届け出をしなければならない。

第15条 出版者が許可を受けた著作を印刷させるときには、検閲手数料を支払う義務はなく、本検閲令公布以降も引き続き図書館への献本義務はない。しかし、検閲官に一部を提出する義務は存続する。

第16条

- 1) 文書を印刷する国内の印刷者と文書を国内外で印刷させる国内の出版者は何れも、この検閲令を満たさないときには、その理由のみによって既に刑事罰に処せられる。内容の危険度に応じて、10ライヒスターラー以上100ライヒスターラー以下の罰金が言い渡され、又その印刷物全ての押収を警察が命じる。この犯罪の重犯には、2倍の処罰が与えられる。執筆者が出版者を兼ねる場合には、出版者の罰も当該人に与えられる。書籍販売業者と印刷者で、同じ犯罪を3度まで犯した者はその営業資格を剥奪されるものとする。
- 2) その種の文書の内容それ自身が処罰に値するものであれば、上に加えて司法による法的処罰が執行される。国家内の法律と命令が無

礼且つ非礼に愚弄された場合には、不平不満を誘発したか否かを問わず、その処罰されるべき記述自体により、6ヶ月以上2年以下の懲役又は城塞禁錮が科せられることを、朕はここに表明する。

同様の刑は、ドイツ同盟構成国や諸外国の君主に対する不敬罪、並びに不満を煽ることを目的とする過度の政府批判にも執行される。

- 3) 文書の内容については執筆者の責任が優先されるが、出版者が執筆者を法廷に出廷させることが不可能か、出版者がその意思を有さないときには、出版者もその責任を負うものとする。
- 4) 文書の表題に出版者の正しい記載がなされていない場合には、例えその出版物が検閲を受けて印刷されていたとしても、警察より5ライヒスターラー以上50ライヒスターラー以下の罰金が出版者に科せられる。印刷者は、編集者の氏名を記載することなく新聞又は定期刊行物を印刷したときには、同様に処罰される。
- 5) 禁止処分を受けた出版物を販売又は頒布した者は、残部の押収以外に、10ライヒスターラー以上100ライヒスターラー以下の刑事罰を科せられ、重犯にはその倍額の罰金、3度目の累犯には倍額の罰金の他、営業権喪失の処罰が適用される。

出版が禁止されるのは、ドイツに於て出版者が無記名で発行されたあらゆる出版物と、編集者の氏名が記載漏れしたドイツの新聞・雑誌の全てである。

第17条 新聞、その他の定期刊行物は、宗教・政治・国家行政、並びに現代史を記載する限りに於て、上記各省の認可を以てのみ発行することが許可されるが、その許可を悪用したときには各省により差し止められなければならない。

以上、ベルリーンにて作成、発布、1819年10月18日

ハルデンベルク王 フリードリヒ・ヴィルヘルム

5 結

カールスバート決議の出版法第10条で、事実上出版の自由が制限されることになった。続いて、この出版法がドイツ同盟内においては唯一絶

対の法であること、これに類するその他の法律は無効とされることが宣言されている。こうして検閲に関する法律の歴史的統一が、ドイツで実現されたのである。

それに続くプロイセンの出版法は更に整備されたものとなっており、また厳しさを増している。つまりこの国では、出版物の内容によって検閲の担当を三つの管轄に分けており(プロイセン出版法の第4条)、国内全域に検閲を徹底させることで、その実施の地域による差違を生じさせないように配慮している(同、第6条)。加えて、学府における検閲免除の特別措置は廃止され(同、第7条)、また罰則は他の同盟国家に比較して、かなり厳しいものであった(同、第16条)。ともかくも、プロイセンにおける検閲は万全で隙間のないものであったので、領内の反体制出版は定着することなく、根絶やしにされてしまったのである¹⁷。

カールスバートの決議はその成立以降、長年に亘り相当に効果を上げた。過酷なまでの弾圧と発禁による経済的打撃で、多くの出版社が存亡に係わる窮地に立たされ、また無数の新聞が次々と廃刊に追い込まれたのである。その実例を挙げれば、ロテック (Karl von Rotteck) の『トイチェ・ブレッター』(Teutsche Blätter)、ヴィーラント (Christoph Martin Wieland) の『ドイチャー・メルクーア』(Deutscher Merkur) を始めとして、他にゲレス (Josef von Görres) の『ライニシャー・メルクーア』(Rheinischer Merkur)、そしてグツコウ (Karl Gutzkow) の『テレグラフェン・フューア・ドイチュラント』(Telegraphen für Deutschland) など、廃刊となった新聞は数限りない (Requate, 1995, S. 119)。

カールスバートの決議、即ち武器としての検閲は、これまで見てきたように遺憾なくその実力を発揮した。1819年に発布されたこの出版法によって、それに続く20・30年代のドイツでは自由主義運動はすっかり息を潜めた感がある。特に20年代では、スペインからギリシアに至る南ヨーロッパが最初の革命の波に襲われたのに対し、ドイツでは政治的平穏さが保持された (Grundmann, 1973, S. 111)。ドイツ同盟という絶対主義的領邦体制とその対極にあるブルジョア的変革運動の衝突の行方は、

19世紀前期においては前者の勝利に帰したが、それはカールスバートの決議の効果に依るところが極めて大きい。その整備面と機能面からして、重要な位置付けがなされるべきカールスバートの決議は、同盟規約の条文で述べられた民主的内容とは打って変わって、反動色を色濃く反映したものであった。その決議文には、保守派の凱歌が看取せられるのである。

注

- 1 Scheuner, Ulrich : *Die Verwirklichung der bürgerlichen Gleichheit. — Zur rechtlichen Bedeutung der Grundrechte in Deutschland zwischen 1780 und 1850*, In : Birtsch, Günter (Hrsg.), *Grund- und Freiheitsrechte im Wandel von Gesellschaft und Geschichte*, Göttingen 1981, S. 376. シラー (Friedrich von Schiller) の „*Kabale und Liebe*“, アルニム (Achim von Arnim) の „*Gräfin Dolores*“ に、貴族支配へのアンチテーゼが読み取られることが指摘される。
- 2 Bödeker, Hans Erich : *Zur Rezeption der französischen Menschen- und Bürgerrechte von 1789/1791 in der deutschen Aufklärungsgesellschaft*, In : *Ibid.*, S. 260.
- 3 Requate, Jörg : *Journalismus als Beruf*, Göttingen 1995, S. 120f.
- 4 Grundmann, Herbert (Hrsg.) : *Handbuch der Deutschen Geschichte*, Bd. 3, Stuttgart 1973, S. 108. バーデンでは1819年領邦議会で「出版の自由」が要求されたり、市民権を持つ者すべてに選挙権を与えるなど、自由主義的傾向が急速に強まった。
- 5 M. リーベリッヒ『ドイツ法制史概説』世良晃志郎訳 1991年 創文社 511-513ページ。またこの地域では、1815年以降もフランス法が保持された。そのため「貴族の特権の廃止・地方自治制度・陪審裁判所を伴う裁判制度・公証人制度」など、先進的な諸制度が実施された。
- 6 ドイツ同盟は、37の諸国家と四つの自由都市から構成される。全20条からなる同盟規約を採択し、オーストリアを議長国とする議会をフランクフルトに設置した。そこでは、日常業務を行う小会議 (Der engere Rat) と戦争及び講和の決定や規約の改正を行う大会議 (Plenum) が開かれた。しかし同盟議会は立法権・行政権を持たず、ただ立法について各邦共通の草案を作成し、その採用を各邦に勧告するにすぎなかった。

- 7 小林孝輔『ドイツ憲法小史』学陽書房 1985年 99ページ。同盟規約の民主的性格を表すものとして、加盟国に議会主義的憲法の制定を要請したり（第13条）、「信教の自由」を承認した（第16条）ことが挙げられる。
- 8 Willoweit, Dietmar : *Deutsche Verfassungsgeschichte. Vom Frankreich bis zur Teilung Deutschlands*, München 1992, S. 225.
- 9 イェーナで設立されたこの学生団体は、1817年に彼等が催した「ヴァルトブルクの祭典 (Wartburgfest)」で一般に知られるようになった。しかしそこで一部の学生が行った焚書などの奇異な行動と、ブルシェンシャフトの学生ザント (Karl Sand) による当時スパイだと噂されていた作家コツェブー (August von Kotzebue) 殺害が、メッテルニヒに一連の弾圧策、特にカールスバートの決議を成立させる口実を与えることになった。
- 10 Siemann, Wolfram : *Vom Staatenbund zum Nationalstaat Deutschland 1806-1871*. München 1995. S. 333.カールスバートの決議は、「大学法・調査法・執行法・出版法」の四つの法律から構成される。大学法はブルシェンシャフトの禁止を念頭に置いた大学監視法であり、調査法は政治的謀略を事前に取り締まるためのもので、国家警察の調査機関である「中央調査委員会 (Zentraluntersuchungskommission)」をマインツに設置した。また執行法によって、ドイツ同盟は必要なら軍隊を投入してでも、決議の遂行を各同盟国に強制できるようになった。
- 11 M. ベーン『ビーダーマイヤー時代——ドイツ19世紀前半の文化と社会』飯塚信雄他訳 1993年 三修社 402ページ。バーデンは1833年に検閲制度を廃止して「出版の自由」を布告したが、翌日にはフランクフルトより撤回命令が届き、それに従った。G. シュミット『近代ザクセン国制史』松尾展成編訳 1995年 九州大学出版会 133ページ。ザクセンでは1836年から37年にかけて、邦議会民主派が憲法に定められている「出版の自由」の立法化を要求した。しかし議会は外国、特にプロイセンとオーストリアからの圧力によって、その要求を受け入れなかった。
- 12 Aretin, Karl Otmar Freiherr von : *Deutsche Geschichte 7. Vom Deutschen Reich zum Deutschen Bund*, Göttingen 1980, S. 179.
- 13 プロイセンとオーストリアが全領土をもってドイツ同盟に参加しなかったのは、自国の政策の独自性を害されることを回避するためであり、そのため両国は、ほぼ旧神聖ローマ帝国に属した領域だけで加盟した。
- 14 20ボーゲンを超える程の分量の多い書籍は主に一般読者を念頭に置かない難解な学術書で、また価格も相当高額であった。それゆえ、一般に広く行き渡

- る恐れのないその種の出版物は、事前検閲の対象から外されたのである。
- 15 カールスバートの決議、及びプロイセンの出版法に関するテキストは、以下のものを使用した。 *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, Berlin 1819, S. 224-232. 文中の下線は、テキストで強調されてある箇所である。また本翻訳文は、出来るかぎり原文に忠実に訳すことを心がけたために、一つ一つの文が長くなり、読みにくくなったことを了承されたい。
 - 16 この法律は1819年より5年間の期限付きで発行されたが、1824年に更新され、結局は1848年まで効力を有した。
 - 17 Köster, Udo : *Literatur und Gesellschaft in Deutschland 1830-1848*, Stuttgart 1984, S. 59.

Die „Karlsbader Beschlüsse“ unter kultur- geschichtlichem Gesichtspunkt —Eine Form der Zensur in Deutschland—

Masaya HIRAI

Im ausgehenden 18. und frühen 19. Jahrhundert beschleunigte sich das Tempo bürgerlicher politischer Bewegungen auch in Deutschland unter starker Einwirkung der Französischen Revolution und der Napoleonischen Herrschaft. Im Gefolge erlangte der Gedanke der Menschenrechte bald allgemeine Verbreitung, weiterhin wurden die französischen Staats- und Verfassungsideale ins ganze Deutschland, vor allem nach Südwesten und ins Rheinland, hineingetragen. In den süddeutschen Landtagen behaupteten sich weitergehend die liberalen Bewegungen, die Grundrechte wie Presse- und Gewerbefreiheit wurden dringlich gefordert. Dabei spielte das gebildete, aufgeklärte Bürgertum eine wichtige Rolle. Da seine wirtschaftliche Kraft zunehmend stärker wurde, konnte es als revolutionierende Schicht in den

Vordergrund treten.

In der gleichen Zeit entwickelten sich auch die Zeitungen und Zeitschriften ; man hatte mehr Gelegenheit, sie zu lesen. Zeitungslektüre war in diesem Bürgertum am Ende des achtzehnten Jahrhunderts allgemein verbreitet. Da Zeitungsleser über die Umwälzung in Frankreich Auskunft erhalten wollten, nahmen in der deutschen Presse die Nachrichten über die Französische Revolution zu. Die Presse suchte seit dem Anfang der 70er Jahre des 18. Jahrhunderts in größerem Umfang, sachlichere, schnellere Informationen über den politischen Wandel in Frankreich zu vermitteln. Der „Hamburgische Unpartheiische Correspondent“ vom 14. Juli 1789 berichtete über die Absicht der Nationalversammlung, dem Land eine neue Verfassung zu geben. Auch an die Stelle der zahlreichen moralischen Wochen-schriften traten immer mehr Zeitschriften politischen und staats-wissenschaftlichen Charakters. Einerseits spiegelte sich im Pres-sewesen das steigende Interesse des Publikums an der Politik. Ander-seits bestimmte die Presse maßgeblich die sich nun herausbildenden Debatten in der Öffentlichkeit.

Nach den Befreiungskriegen lebte die revolutionsfeindliche Seite wieder auf und begann, liberale Bewegungen zu unterdrücken. Wenn auch ihr Ergebnis nicht groß war, so trug doch der deutsche Libe-ralismus in den „Bundesakten“ vom 8. Juni. 1815 Früchte : die An-nahme der Verfassung, der Glaubens- und Pressefreiheit. Die freie Situation dauerte jedoch nicht lang. Die konservativen Staaten, Preußen und Österreich hielten die liberale Tendenz für gefährlich. Metternich bemühte sich, die politische Entwicklung zu hemmen, und es lag ihm vor allem daran, die Presse, die das Publikum zur Revolu-tion anreizen konnte, zu unterdrücken. Es entstanden—als Taktik gegen die Druckerzeugnisse—am 20. September 1819 die „Karlsbaber Beschlüsse“ ; das Pressegesetz trat gleichzeitig in Kraft. Anstelle der in Artikel 18 der Bundesakte in Aussicht gestellten Verfügungen über

die Pressefreiheit wurde eine präventive Zensur gegen alle Druckschriften unter 20 Bogen eingeführt. So wurden alle deutschen Staaten durch den Bundestag gezwungen, die Pressefreiheit aufzuheben. Die Unterdrückung im Zeitungswesen war so streng, daß die liberale, politische Presse im Deutschen Bund fast völlig verschwand.

Es wurde in den „Beschlüssen“ entschieden, daß das Pressegesetz die einzige im ganzen Deutschland gültige Schutzmaßnahme sei. Die Zensur war überall außerordentlich wirkungsvoll, und das System der Karlsbader Beschlüsse übte zwei Jahrzehnte lang eine starke Wirkung aus. Die „Beschlüsse“ sind deswegen für die deutsche Zensurgeschichte wichtig und „epochemachend“.